



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第71号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	（義務教育課）	2
島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第14号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第2項、第3項及び第4項中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第15号

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教職員のうち」の次に「、主幹教諭」を加える。

第4条の表中「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。